

議案第 30 号

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次
とおり制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年川崎市条例第 1
4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号オ(イ) b 中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、調理室の基準の特例について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。